

奈良県消防学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四号

奈良県消防学校校則の一部を改正する規則

奈良県消防学校校則（昭和四十八年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表消防団員の部幹部教育の項中「中級幹部科」を「指揮幹部科」に改め、同表備考中「中級幹部科」を「指揮幹部科」に、「部長及び」を「部長、副分団長又は」に改め、「分団長の階級にある者」の下に「等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。